

町民の声への回答

八頭町過疎地域自立促進計画の公開及び地域おこし協力隊の活動状況について

<八頭町過疎地域自立促進計画の公開について>

Q1:本計画を公開した理由

A: 八頭町総合計画をはじめ町が策定する各種計画は、町民のみなさまに広く周知するため公開しており、八頭町過疎地域自立促進計画についても、本年3月に策定したことを受け公開しました。

Q2:本計画は決定(議会了解)ですか

A: 過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」といいます。）第6条第1項に基づき、平成28年第2回八頭町議会定例会（3月議会）に議案を提出し、議決の上、策定していません。

Q3:過疎地域として八東地域とした理由

Q4:Q3 に関連し合併後10年間に過疎活性化対策を各旧町への実施施策の結果八東地域に対して何が問題で過疎から脱却出来なかったか分析結果が知りたい。

A: 過疎地域の要件は、過疎法第2条に定められており、一定の人口要件及び財政力要件を満たす市町村又は過疎地域市町村を含む合併による新市町村の合併前に過疎地域であった旧市町村の区域とされています。八頭町内では、旧八東町が合併前から過疎市町村であったことから、合併後も引き続き、八東地域が、過疎地域に指定されています。

なお、過疎法に基づく特別措置は、過疎からの脱却を直接的な目的とするものではなく、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するために行われるものであり、引き続き、子育て支援や地域交通の利便性の向上、転出抑制・定住促進、従事者の高齢化・後継者不足が深刻化している農業へのさらなる支援や、働く場の確保のためのさらなる企業誘致や起業・就業への支援を継続して取り組むこととしています。

Q5:ホームページへ公開したのなら八東地域住民(39自治数)への本計画の説明はいつ実施する予定か。

A: 本計画は、過疎法に基づく財政措置の対象となり得る事業を幅広く整理しているものであり、これにより具体的に各事業の実施を担保・決定するような性格のものではないことから、地域住民への計画の説明の予定はございませんが、計画策定の際には、例年各集落から町に要望のあった事業なども取り入れ、また各種団体から推薦いただいた委員で構成される専門委員会での協議を経て計画を作成しております。

Q6:旧町(郡家・船岡・八東)の「民力」が知りたいです。

[理由]・合併当時の各町の「強み・弱み」を把握・比較の為

A6:「民力」の意味するところが明らかではありませんが、人口や産業別就業者数といった各種数値は以下のとおりとなりますが、地域の活動という観点で見ればそれぞれの地域で積極的に各種活動が行われているものと考えています。いずれにせよ、3町による合併により八頭町が誕生してから既に10年以上が経過しており、旧町単位ではなく、新たな八頭町としての発展に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○人口・世帯数 ※平成12年国勢調査

郡家町 人口 10,009 人 世帯数 2,707 世帯

船岡町 人口 4,664 人 世帯数 1,191 世帯

八東町 人口 5,572 人 世帯数 1,191 世帯

○産業別就業者人口及・割合 ※平成12年

郡家町 第1次 999 人 (18.3%)

第2次 1,816 人 (33.3%)

第3次 2,637 人 (48.3%)

船岡町 第1次 462 人 (18.5%)

第2次 939 人 (37.5%)

第3次 1,100 人 (44.0%)

八東町 第1次 807 人 (26.3%)

第2次 1,036 人 (33.7%)

第3次 1,229 人 (40.0%)

○事業所数・従業者数 ※平成14年

郡家町 工業 18 所 397 人 商業 113 所 500 人

船岡町 工業 10 所 175 人 商業 35 所 162 人

八東町 工業 11 所 273 人 商業 58 所 171 人

○農家数・耕地面積

郡家町 1,088 戸 866ha

船岡町 611 戸 438ha

八東町 813 戸 572ha

<地域おこし協力隊の活動状況について>

Q1:協力隊はどこ(行政)が実施されているのですか

A1:産業観光課になります。

Q2:現在(H28.4)何名で何処に(旧町ベース)居住されていますか

A2:現在6名おり、八東地域に4名(東1名、三浦1名、才代2名)、船岡地域に1名(大江)、郡家地域に1名(西御門)居住しています。

Q3:それぞれテーマを持って活動されていることと思いますが旧町ベースで活動内容が公開可能であれば公開していただきたい

[理由]

・それぞれ地域住民が応援したいと思います。

A3:町全体が活動場所となり、鳥獣害対策、特産品販路開拓・PR、住民参加型イベント企画運営等それぞれに地域貢献できるよう目的をもって活動しています。なお、それぞれの情報交換の場として基本的に週1回ミーティングを行っています。

Q4:協力隊の住居決定についての基本的考え方に基づいて住居決定されていることと思いますが

「基本的考え方(コンセプト)」とはいかがですか

A4:協力隊本人や地域の受け入れ団体の希望する活動を行うにあたって、より活動しやすい場所に居住してもらうのが基本となりますが、空家状況などにより必ずしもそうでない場合もあります。

Q5:「八東地域振興株式会社」と「行政」及び「協力隊」のトライアングルの関係は(主従)どうなりますか

A5:それぞれが連携を密にし、地域振興を図る活動をしています。今後もより一層協力していきたいと考えています。